

『平成 27 年度版 わかりやすい法人税申告書の実務』の訂正（正誤表）

本年 1 月 25 日に発行した『平成 27 年度版 わかりやすい法人税申告書の実務』に誤りがありました。訂正頁及び正誤表は、下記の (1) から (5) となります。お詫びして訂正致します。

(1) 訂正頁：76 頁、143 頁、150 頁

【正】

銘柄等	株式等の 取得年月日	配当等の 計算期間	配当等の 支払基準日	当期末に おける 帳簿価額	配当等の 金額	源泉所得 税額等 (*)	都道府県 民税利子 割額	本店 所在地	備考
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
<u>ユニット 投資信託A</u>	<u>平27.8.4</u>	<u>平26.11.1 平27.10.31</u>	—	<u>2,100,000</u>	<u>120,000</u>	<u>18,378</u>	—		<u>公募証券 投資信託</u>
<u>ユニット 投資信託B</u>	<u>平27.3.9</u>	平26.12.1 平27.11.30	—	<u>900,000</u>	<u>50,300</u>	<u>7,703</u>	—		公募証券 投資信託
公社債投 資信託	平26.9.19	平26.6.1 平27.5.31	—	600,000	<u>71,200</u>	<u>10,904</u>	<u>3,560</u>		非上場
甲社債	平20.9.30	平26.10.1 平27.9.30	—	3,500,000	45,500	6,968	2,275	東京都 千代田区	上場
乙社債	平22.10.1	平27.2.1 平28.1.31	—	1,500,000	19,500	2,986	—	東京都 目黒区	上場
銀行預金				151,880,424	50,200	7,688	—		—

(*) 復興特別所得税を含む。

【誤】

銘柄等	株式等の 取得年月日	配当等の 計算期間	配当等の 支払基準日	当期末に おける 帳簿価額	配当等の 金額	源泉所得 税額等 (*)	都道府県 民税利子 割額	本店 所在地	備考
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
<u>ユニット 投資信託</u>	<u>平27.6.9</u>	平26.12.1 平27.11.30	—	<u>3,000,000</u>	<u>240,000</u>	<u>36,756</u>	—		公募証券 投資信託
公社債投 資信託	平26.9.19	平26.6.1 平27.5.31	—	600,000	<u>1,500</u>	<u>229</u>	<u>75</u>		非上場
甲社債	平20.9.30	平26.10.1 平27.9.30	—	3,500,000	45,500	6,968	2,275	東京都 千代田区	上場
乙社債	平22.10.1	平27.2.1 平28.1.31	—	1,500,000	19,500	2,986	<u>975</u>	東京都 目黒区	上場
銀行預金				151,880,424	50,200	7,688	<u>2,510</u>		—

(*) 復興特別所得税を含む。

(2) 訂正頁：67 頁

【正】

損益計算書		
.	.	.
.	.	.
.	.	.
(1) 受取利息	<u>186,400</u>	
(2) 受取配当	<u>1,480,300</u>	
.	.	.
.	.	.
.	.	.

【誤】

損益計算書		
.	.	.
.	.	.
.	.	.
(1) 受取利息	<u>116,700</u>	
(2) 受取配当	<u>1,550,000</u>	
.	.	.
.	.	.
.	.	.

(3) 訂正頁：148頁『別表六（一）付表 所得税額の控除に係る元本所有期間割合の計算等に関する明細書』、151頁

【正】

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の 計算期間	(3)のうち元本 所有期間	所有期間割合 (4) — (3) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける 所得税額 (2)×(5)
		1	2	3	4	5	6
	甲社債	円 45,500	円 6,968	月 12	月 12	1.000	円 6,968
	ユニット投資信託A	120,000	18,378	12	3	0.250	4,594
	ユニット投資信託B	50,300	7,703	12	9	0.750	5,777
	公社債投資信託	71,200	10,904	12	9	0.750	8,178

【誤】

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の 計算期間	(3)のうち元本 所有期間	所有期間割合 (4) — (3) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける 所得税額 (2)×(5)
		1	2	3	4	5	6
	甲社債	円 45,500	円 6,968	月 12	月 12	1.000	円 6,968
	ユニット投資信託	240,000	36,756	12	6	0.500	18,378
	公社債投資信託	1,500	229	12	9	0.750	171

(4) 訂正頁：187頁

【正】

銘柄等	株式等の 取得年月日	配当等の 計算期間	配当等の 支払基準日	当期末に おける 帳簿価額	配当等の 金額	源泉所得 税額等 (*)	都道府県 民税利子 割額	本店 所在地	備考
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
ユニット 投資信託A	平27.8.4	平26.11.1 平27.10.31	—	2,100,000	120,000	18,378	—		公募証券 投資信託
ユニット 投資信託B	平27.3.9	平26.12.1 平27.11.30	—	900,000	50,300	7,703	—		公募証券 投資信託

(*)復興特別所得税を含む。

【誤】

銘柄等	株式等の 取得年月日	配当等の 計算期間	配当等の 支払基準日	当期末に おける 帳簿価額	配当等の 金額	源泉所得 税額等 (*)	都道府県 民税利子 割額	本店 所在地	備考
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
ユニット 投資信託	平27.6.9	平26.12.1 平27.11.30	—	3,000,000	240,000	36,756	—		公募証券 投資信託

(*)復興特別所得税を含む。

(5)

訂正頁等	正	誤
145 頁：上から 4～5 行目	・・・(ユニット投資信託A <u>120,000 円</u> ＋ユニット投資信託B <u>50,300 円</u> ＋ <u>公社債投資信託 71,200 円</u>)・・・	・・・(ユニット投資信託 <u>240,000 円</u> ＋ <u>公社債投資信託 1,500 円</u>)・・・
同上：上から 14 行目	・・・(ユニット投資信託A <u>18,378 円</u> ＋ユニット投資信託B <u>7,703 円</u> ＋ <u>公社債投資信託 10,904 円</u>)・・・	・・・(ユニット投資信託 <u>36,756 円</u> ＋ <u>公社債投資信託 229 円</u>)・・・
同上：上から 28 行目	・・・(ユニット投資信託A <u>4,594 円</u> ＋ <u>ユニット投資信託B 5,777 円</u> ＋ <u>公社債投資信託 8,178 円</u>)・・・	・・・(ユニット投資信託 <u>18,378 円</u> ＋ <u>公社債投資信託 171 円</u>)・・・
151 頁：下から 9～10 行目	・・・ <u>ユニット投資信託A、B 及び公社債投資信託に係る所得税額 18,378 円、7,703 円及び 10,904 円</u> ・・・	・・・ <u>ユニット投資信託及び公社債投資信託に係る所得税額 36,756 円及び 229 円</u> ・・・
152 頁：上から 6 行目	・・・ <u>ユニット投資信託Aに係る所有期間割合を 0.250、ユニット投資信託Bに係る所有期間割合を 0.750 と記入し</u> 、・・・	・・・ <u>ユニット投資信託に係る所有期間割合を 0.500 と記入し</u> 、・・・
同上：上から 9～10 行目	・・・ <u>ユニット投資信託Aに係る所得税額は 4,594 円 (18,378 円×0.250)、ユニット投資信託Bに係る所得税額は 5,777 円 (7,703 円×0.750)、公社債投資信託に係る所得税額は 8,178 円 (10,904 円×0.750)</u> ・・・	・・・ <u>ユニット投資信託に係る所得税額は 18,378 円 (36,756 円×0.500)、公社債投資信託に係る所得税額は 171 円 (229 円×0.750)</u> ・・・